

加古川市立認定こども園学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の設置に関する要綱

平成29年 3 月31日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、加古川市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）に設置する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 学校医等は、それぞれ医師、歯科医師及び薬剤師の資格を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 学校医等の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解職)

第4条 市長は、学校医等が次の各号のいずれかに該当する場合は、解職することができる。

(1) 退職を申し出た場合

(2) 心身の故障のため職務遂行に支障がある、又はこれに耐えられないと認められる場合

(3) 学校医等としてふさわしくない行為を行った場合

(4) その他市長が必要と認めた場合

(学校医等の設置)

第5条 市長は、認定こども園に学校医として内科、眼科及び耳鼻咽喉科の各担当医師それぞれ1名を置く。

2 市長は、認定こども園に学校歯科医及び学校薬剤師それぞれ1名を置く。

(職務)

第6条 学校医等の職務は、学校保健安全法その他関係法令の定めるところによる。

(報酬)

第7条 加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年条例第2号。以下「報酬条例」という。）第2条第2項の規定により任命権者が市長と協議して定める学校医等の報酬の額は、別表に定める額とする。

2 学校医等の報酬は、報酬条例第3条及び第6条の規定により支給する。

(公務災害補償)

第8条 学校医等の公務上の災害に対する補償は、加古川市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第1号）を適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 7 条関係）

区分		報酬の額（年額）	
学校医	内科医	基本額	223,000円
		技術料	対象園児数に 489円を乗じて得た額
	眼科医	基本額	176,000円
		技術料	対象園児数に 489円を乗じて得た額
	耳鼻咽喉科医	基本額	176,000円
		技術料	対象園児数に 489円を乗じて得た額
学校歯科医		基本額	176,000円
		技術料	対象園児数に 489円を乗じて得た額
学校薬剤師		77,000円	

備考 この表において、対象園児数は、学校医等報酬支払年度の 5 月 1 日現在の
在籍園児のうち各健診対象園児数とする。